（委員会提出議案第２号）

令和５年１２月１９日

議長　須　永　宣　延　様

提出者　　市民福祉常任委員会

委員長　沼　上　政　幸

議案提出について

令和５年第５回市議会定例会（１２月１９日の会議）に下記の議案を別紙のとおり提出する。

記

［委員会提出議案第２号］　発達障害児に対する現行制度の見直しを求める意見書

〔理　　由〕　発達障害児に対する現行制度を見直し、埼玉県の発達障害児への適切な支援を求めるため

発達障害児に対する現行制度の見直しを求める意見書

平成１６年１２月に制定された発達障害者支援法は、さらなる支援の一層の充実を図るため、平成２８年８月に改正された。この法律には、国及び地方公共団体の責務として、発達障害の早期発見や支援などについて必要な措置を講じるよう規定されている。

現在、埼玉県では「安心・元気！保育サービス支援事業」が実施されており、障害児保育事業として、保育士等の加配に対する補助制度が設けられているが、今年度から、発達障害者支援法に規定する発達障害の疑いのある児童は補助の対象にならないと明示された。

発達障害児に対しては、幼児期から学齢期、就労まで一貫した支援策が必要であり、教育・福祉・就労などの関係機関が連携し、一人一人の状況に応じた個別支援を行うなどの対策が欠かせない。

就学前の段階では、子供の可能性を信じ、普通学級への通園、通学を期待することが、保護者の心情であると思われる。また、成長過程にある乳幼児に対して障害児として断定的な判定はしづらい状況も散見される。

さらに、保育現場においては、「発達障害」及び「発達障害の疑い」ではほとんど差異がなく、「発達障害の疑い」と診断された児童に対しても、特別な対応や配慮が必要なため、保育士等を加配することが必要であるとの声がある。

よって、埼玉県においては、「安心・元気！保育サービス支援事業」にある「障害児保育事業」について、発達障害と断定できないものの、医師が「発達障害の疑い」と診断する児童においても補助の対象とし、継続的に助成するよう現行制度の見直しを講じることを強く要望する。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

令和５年１２月１９日

熊谷市議会

埼玉県知事　様